

秋の運動を全会員の参加で成功させよう! 署名を集め、会員・読者を増やしましょう!



2015 年 10 月 26 日 (月) 発行
No.158

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目 19 番地
TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114
E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

第 14 回全国業者婦人決起集会に 加藤朋子婦人部長と竹田事務局員が参加



10 月 15 日 (木) 東京の日比谷公会堂にて行われた第 14 回全国業者婦人決起集会に全都道府県から 1500 名が参加し、愛知からは 16 民商婦人部より 39 名が、名古屋北部民商婦人部からは、加藤朋子婦人部長と、竹田事務局員が参加しました。

午前中は省庁交渉、国会議員懇談、宣伝行動、国会議員要請をグループごとに分かれて行い、加藤朋子婦人部長と竹田事務局は、東部民商婦人部の方と共に国会議員要請に参加し、魚住議員(公明)、斎藤議員(民主)、藤川議員(自民)、酒井議員(自民)、安井議員(民主)の計 5 名のもとを訪問しました。議員本人とは会えませんでした。秘書に「所得税法 56 条廃止の署名の紹介議員になって下さい」と伝え、全員が「議員本人に確認します」という回答にとどまり、斎藤議員の秘書は「56 条が廃止されることで税の負担が増える」と聞いたことがあるので、「去年も紹介議員はお断りしたはずですが」という回答が。「どういうことか詳しく聞かせて下さい」と説明を求めましたが、「そういった話を聞いたただけなので、詳しくは知らないのですが」と明言を避けました。「再度検討して下さいませよう、議員ご本人に伝えてください」と、要請文書を手渡しました。

午後からは、日比谷公会堂で行われた集会に参加。オープニングでは、春日井民商婦人部で、シンガーソングライターの岩本恵理さんが『商人魂(あきんどソウル)』と『平凡な日々』の 2 曲を披露。

日本共産党の議員 7 名も挨拶し、宮本徹議員が国会情勢報告を行いました。また、たたかひの交流では、全国各地の業者婦人がそれぞれ民商・民商婦人部への思いを語りました。倉敷民商事件の禰屋町子さんも舞台上がり、不当勾留され続けていた日々のことを涙ながらに語られ、「民商はわからないところがあたらみんなて教え合うところ。私は何も悪いことはしていません」と訴えました。

集会の後は、銀座を歩いて東京駅までパレード。「9 条大好き 平和が一番」「平和でこそ商売繁盛」と書かれたアピールボードを持って、「集団的自衛権はいらない!」「所得税法第 56 条は廃止せよ!」「消費税増税は中止せよ!」「国保税を引き下げよ!」と元気にコールしました。



所得税法第 56 条とは

労働の対価は当然経費であり、働き手が親族であっても変わりありません。ところが、所得税法 56 条は、個人事業主による配偶者と親族への対価の支払いを、税法上、必要経費から排除しています。個人事業主の所得から控除される働き分は、配偶者が年間 86 万円、家族が同 50 万円と低額で、家族従業員の社会的・経済的自立を妨げ、後継者不足に拍車をかけています。

民商婦人部(全婦協)では、この条項の廃止を求める運動をすすめています。

国保交渉を行います

今年も、北区、西区、守山区で国保交渉を下記の日程で行います。「国民健康保険料の滞納で差押えを受けた」「保険証がもらえない」など、お困りの方は、お近くの役員か民商事務所まで相談してください。

- ◆ 北 区 11 月 11 日 (水) 午後 3 時～4 時
- ◆ 西 区 11 月 18 日 (水) 午後 3 時～4 時
- ◆ 守山区 11 月 19 日 (木) 午後 3 時～4 時



**民商は、会員のみなさんの会費で運営されています。毎月 15 日集金
月末 100% 集金へ、みなさんのご協力をお願いいたします。**